学会賞表彰に関する内規

2015年3月27日制定

(目 的)

第 1 条 この内規は、公益社団法人日本麻酔科学会(以下、「この法人」という。)の学会賞に関する細則 第6条の規定に基づき、学会賞表彰に関する必要な事項を定める。

(対 象)

- 第 2 条 この内規が定める対象は、次の各号に掲げる賞とする.
 - (1) 公益社団法人 日本麻酔科学会 山村記念賞(以下,「山村記念賞」という.)
 - (2) 公益社団法人 日本麻酔科学会 青洲賞(以下, 「青洲賞」という.)
 - (3) 公益社団法人 日本麻酔科学会 若手奨励賞(以下, 「若手奨励賞」という.)
 - (4) 公益社団法人 日本麻酔科学会 社会賞(以下, 「社会賞」という.)
 - (5) 公益社団法人日本麻酔科学会 松木賞(以下,「松木賞」という.)
 - (6) この法人の年次学術集会で規定する賞(以下、「年次学術集会で規定する賞」という.)
 - (7) この法人の支部学術集会で規定する賞(以下,「支部学術集会で規定する賞」という.)

(授 与)

- 第3条この内規第2条に定める学会賞には正賞の他,次の各号に掲げる副賞を授与する.
 - (1) 山村記念賞 賞状または楯と500,000円
 - (2) 青洲賞 賞状または楯と 100,000 円
 - (3) 若手奨励賞 賞状または楯と 150,000 円
 - (4) 社会賞 賞状または楯と 250,000 円
 - (5) 松木賞 賞状または楯と 250,000 円
 - (6) 年次学術集会で規定する賞 賞状または楯と 50,000 円
 - (7) 支部学術集会で規定する賞 賞状または楯と30,000円

(内規の変更)

第 4 条 この内規の変更は、諸規則制定に関する規程第4条(4)に従ってなす。

附 則

1. この内規は2015年3月27日から施行する.